**下北山村競争入札参加資格審査（令和６年度・７年度分）申請要領（建設工事）**

　令和６・７年度に下北山村（村長部局・教育委員会、各特別会計）が発注する建設工事の競争入札（一般競争入札又は指名競争入札(見積)をいう。以下同じ。）に参加を希望する方は、下記の事項に留意の上「競争入札参加資格審査申請書（建設工事）」を提出してください。

なお、書類審査の結果、資格者は下北山村入札参加資格者名簿に登録されますが、業種によっては期間中全く入札(見積)がないことがあります。また、資格者に直ちに発注があるというものではありませんので、留意願います。

**１．受付対象者**

建設業法第３条の規定による許可を受けている建設業者で、令和４年１０月１日から令和５年９月３０日までの期間を審査基準日（決算日）とする経営事項審査（以下、「経審」という。）を受けている者。（上記期間を審査基準日とする「経営規模等評価結果・総合評定値通知書」のうち、最新のものを添付資料として提出する必要があります。申請手続中の場合は、その旨を確認できる書類により仮受付しますが、令和６年３月２９日（金）までに提出してください。）

**２．入札参加資格が得られない場合（欠格要件）**

　　　次のいずれかに該当する方は、入札参加資格を得ることができません。

　　　　○成年被後見人や被保佐人など入札にかかる契約を締結する能力のない者、又は破産者で復権を得ない者

　　　　○入札参加資格を取り消され、その処分の日から２年を経過していない者

　　　　○営業に関し、法令等による免許・許可・登録・認可等が必要とする場合においては、当該許可等を有して

いない者

　○申請時に、法人税（個人にあっては所得税）及び消費税若しくは地方消費税及び市町村税を滞納している

　　者

　○下北山村内に本店又は営業所等を有する者又は下北山村に納税・納付義務を有する者（法人の代表者個人も含む）にあっては、申請時及び入札参加資格の有効期間中において下北山村税及び村使用料を滞納※している者

※滞納とは、地方税法及び村条例規則に基づく督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに当該村税又は使用料を完納しない場合を指します。

　　　　○直前２年の事業年度において、営業実績を有さない者

○申請時に、次のいずれかに該当する事由があると認められる者

　　（１）役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時営業等に係る契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、（法人格を持たない団体にあってはその団体に対して法人の役員と同等の責任及び権限を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

　　　　（２）暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

　　　　（３）役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

　　　　（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

　　　　（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

　　　　○雇用保険、健康保険及び国民年金又は厚生年金保険のいずれかに加入していない者（各保険について法令で適用除外されている場合を除く）

　　　　○資格審査に必要とされる書類を提出しない者

○資格審査に必要とされる書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者

**３．申請業種**

　建設業法第２条第１項に定める建設工事の種類（２９種類）のとおりとします。「建設工事業者カード（様式６）」に希望する建設工事の種類に○印を付け選択してください（複数選択可、業種数に制限なし）。**ただし、技術職員が１人以上いる業種であって、経審の総合評定値通知書に平均完成工事高がある業種に限ります。**

**また、様式⑥建設工事業者カードの「営業所内容」欄に営業所を記入した場合は、登録を希望できる業種は当該**

**４．提出先及び問い合わせ先**

　　　〒６３９－３８０３

　　　奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内９８３番地

　　　下北山村役場 農林建設課　　　　　TEL:０７４６８－６－００１６（直通）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX:０７４６８－６－００２６（直通）

　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　e-mail : kensetsu@vill.shimokitayama.lg.jp

**５．申請方法**

　　　持参または郵送とします。

**〇持参による申請の場合**

　　受付時には書類の確認及び審査は行いません。

**○郵送による申請の場合**

申請書類、及び本村の審査終了後、返送に使用する受付票用ハガキまたは封筒に返信先の郵便番号、住所、氏名（会社名）、担当者名を記入のうえ提出してください。**（封筒の場合は必ず84円切手を貼付してください。）**後日、受付票を返送します。提出期間最終日消印（令和６年２月２８日）のあるものまでが有効となります。**必ず書留や特定記録便等の送付追跡がとれるものとし、封筒に｢入札参加資格審査申請書在中｣と記入してください。**

**６．申請の受付期間**

　令和６年２月１日（木）から令和６年２月２８日（水）まで

※　受付期間（提出期間最終日消印（令和６年２月２８日））を過ぎた場合の申請は受付を行わず返却いたします。

**７．提出部数**

　１　部

**８．入札参加資格の有効期間**

　令和６年４月１日から令和８年３月３１日まで

**９．提出書類**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No． | 提　　出　　書　　類 | 備　　　　　　　考 |
| １ | 提出書類確認表 | 様式① |
| ２ | 競争入札参加資格審査申請書(建設工事)（原本） | 様式②（国土交通省の様式による提出も可） |
| ３ | 委任状（原本） | 様式③（任意の様式による提出も可）  ※営業所・支店等に権限を委任する場合のみ必要 |
| ４ | 営業所一覧表 | 様式④（国土交通省の様式④による提出も可） |
| ５ | 経営規模等評価結果通知書及び  総合評定値通知書（写し） | 最新のもので、有効期限内であるもの  ※「その他の審査項目（社会性等）」欄において社会保険等の加入欄が『無』の場合で、通知書発行後に保険料を納めているときは、直近の標準報酬決定通知書、領収書又は納入証明書等の写しを添付してください。 |
| ６ | 使用印鑑届（原本） | 様式⑤ |
| ７ | 印鑑証明書（写し可、ただし拡大コピーしないこと） | 申請日より3ヶ月以内に発行されたもの |
| ８ | 技術職員名簿（経審申請時の書類の写し） | ※名簿に記載の職員のうち入札参加資格審査申請日までに退職した者がある場合は、その者の氏名を赤色二重線で消してください。  ※経審の技術職員名簿に記載されていない技術職員で、入札参加資格審査申請日において3ヶ月以上常時雇用している技術職員がいる場合は、その者の氏名及び当該者が保有する資格を赤字で記入のうえ下記書類を添付してください。  ＜添付書類＞  ○当該資格を保有していることが確認できる書類（監理技術者資格者証の写し、合格証明書等の写し又は実務経験証明書）  ○3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（下記１～４にそれぞれ該当する書類①及び②、又は５の書類）  １．社会保険・雇用保険加入者  ①(社会保険)標準報酬決定通知書（写し）  ②(雇用保険)事業所別被保険者台帳照会の（写し）  ２．社会保険加入者(雇用保険適用除外)  ①(社会保険)標準報酬決定通知書（写し）  ②(社会保険)健康保険被保険者証（写し）  ３．雇用保険加入者(社会保険適用除外)  ①国民健康保険証（写し）  ②（雇用保険）事業所別被保険者台帳照会（写し）  ４．社会保険、雇用保険適用除外者  ①国民健康保険証（写し）又は後期高齢者医療被保険者証（写し）  ②入札参加資格審査申請日以前3ヶ月以上の勤務状況書類（給与台帳、出勤簿等）（写し）  ５．その他3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を客観的に確認できる書類 |
| ９ | 工事経歴書 | 経審申請時の書類の写し |
| 10 | 建設業許可書（写し）又は  建設業許可証明書（写し可） | 最新のもので、有効期限内であるもの |
| 11 | （**法人の場合**）登記事項証明書（商業登記簿謄本）  　　　　　　　（写し可） | 申請日より3ヶ月以内に発行されたもの |
| （**個人の場合**）代表者の住民票（写し可） | 申請日より3ヶ月以内に発行されたもの |
| 12 | 納税証明書**（法人の場合）**（写し可） | 申請日より3ヵ月以内に発行されたもので、  ・〔国税〕消費税及び地方消費税･･･納税証明書**（****国税通則法施行規則別紙第9号様式『その３』又は『その３の３』）**  ※ 免税業者も必要です。  ※ 電子納税証明書の場合はプリントアウトしたものを提出してください。  ・〔市町村税〕法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税令和4･5年度「納税証明書（競争入札参加資格審査申請にかかる滞納のない証明用）」  ※　営業所・支店等に権限を委任する事業者は委任先市区町村の納税証明書  ※ 代表者が下北山村に住民基本台帳に登録され、村税の全てに滞納が無いことがわかる証明書（村内業者のみ） |
| 納税証明書**（個人の場合）**（写し可） | ・〔国税〕申告所得税、消費税及び地方消費税･･･納税証明書**（国税通則法施行規則別紙第9号様式『その３』又は『その３の２』）**  ※ 免税業者も必要です。  ※ 電子納税証明書の場合はプリントアウトしたものを提出してください。  ・〔市町村税〕市町村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（国保加入者の場合のみ）･･･令和4・5年度「納税証明書（競争入札参加資格審査申請にかかる滞納のない証明用）」 |
| 13 | 建設工事業者カード | 様式⑥  （登録を希望する業種は、該当する業種に係る建設業許可を受け、経営事項審査を受審し、総合評定値通知書に平均完成工事高がある業者のみとします。また、「営業所内容」欄に記入した営業所がある場合は、当該営業所が受けている建設業許可業種に限ります。） |
| 14 | 誓約書（原本） | 様式⑦  ※必要に応じて奈良県警察本部又は吉野警察署に対し、照会することがあります。 |
| 15 | （村内業者の場合）奈良県の入札参加資格審査申請の受付票（写し） | ※奈良県に入札参加資格審査申請をしている場合のみ必要 |

※　以上の書類を十分に精査した上、**番号順にホッチキス又は紐綴にて（ファイル不要）提出してください。**

**10．その他**

　　　・有効期間は令和６･７年度で、期間途中での随時受付・中間受付等は行いませんので、申請漏れ等のないようにしてください。）

　　　・申請書類は、下北山村役場ホームページからダウンロードしてください。

　　　　下北山村ホームページ　→　http://www.vill.shimokitayama.nara.jp/

　　　・申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求める場合があります。

　　　・欠格要件に該当することとなった場合や、申請書類及び添付書類に虚偽の記載をした場合等は、参加資格を取り消す場合があります。

　　　・申請書や添付書類の記載内容等に変更が生じた場合等は、速やかに変更の旨を届け出てください。